

聖隷ヘルパーセンター 重要事項説明書 (指定生活支援訪問サービス)

指定生活支援訪問サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町218番地26
代表者（職名・氏名）	理事長 青木 善治
電 話 番 号	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0
F A X 番 号	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4

2. 事業所の概要

事業所の名称	聖隷ヘルパーセンター		
事業所の所在地	〒433-8125 浜松市中央区和合町555		
電 話 番 号	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0		
F A X 番 号	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 9		
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定		
通常の事業の実施地域	浜松市中央区（ <u>葵東、小豆餅、有玉、泉、泉町、大平台、上島、上西町、鴨江、鴨江町、神ヶ谷町、幸、佐鳴台、蜷塚、鹿谷町、城北、下池川町、新津町、十軒町、助信町、住吉、早出町、高丘西、高丘東、高丘北、高林、伝馬町、常磐町、富塚町、中沢町、西鴨江、西山町、布橋、野口町、萩丘、八幡町、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、三組町、元魚町、元城町、元浜、和合町、和合北、和地山</u> ）		
第三者評価の実施の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	実施した年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

3. 運営の方針

- 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 事業の実施に当たっては、市、他の第1号事業サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 掃除
- 洗濯
- 調理
- 買い物
- その他日常生活の援助

※生活支援訪問サービスとして適当でないサービス内容は、別紙①になります。

※ご本人不在のサービス実践は行っておりませんので、必ず事前にご連絡ください。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時までとする。 上記以外の時間はご相談に応じます。

6. 事業所の従業員の体制

(2022年10月1日現在)

管理者 1名（兼務）
訪問サービス従業者 1名以上
（うち訪問サービス責任者）

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割など負担割合証に応じた割合）の額です。

ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 基本報酬

基本報酬の区分		単位数	利用料 ※単位数×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
生活支援訪問サービス費 (Ⅰ)	1週間に1回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた場合	941 単位/月	9,607円/月	961円/月
生活支援訪問サービス費 (Ⅱ)	1週間に2回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた場合	1880 単位/月	19,194円/月	1,920円/月
生活支援訪問サービス費 (Ⅲ)	1週間に2回程度を超える生活支援訪問サービスが必要とされた場合 (要支援2のみ)	2982 単位/月	30,446円/月	3,045円/月

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、料金が加算されます。

加算の区分		単位数	利用料 ※単位数×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位/月	2,042円/月	205円/月
特別地域介護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	基本報酬×15%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と職場環境等要件を満たす場合	総単位数×24.5%		

(3) 減算

以下の要件に該当する場合、料金が減算されます。

減算の区分		単位数	基本利用料 ※単位数 ×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と同一 建物等に居住 する利用者へ のサービス 提供減算	事業所と同一建物又は隣接 建物に居住する利用者若し くは生活支援訪問サービス 事業所における1月当たり の利用者が同一の建物に2 0人以上居住する建物の利 用者に対してサービス提供 する場合	基本報酬 ×90%		

※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(4) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外に地域の居宅において指定生活支援訪問サービスを行なう費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道55円/km (税込)
-----	--

(5) 支払い方法

毎月、中旬に前月分の利用料の請求をいたしますので、月末にお支払ください。

お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

8. 身元引受人

- 身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。
重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証
- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度60万円を限度とする。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の介護予防サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、介護予防サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに身元引受人等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

1 1. 事故発生時の対応

生活支援訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに身元引受人、担当の介護予防支援事業所等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活支援訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0
	受付時間	月曜日から金曜日（但し国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く） 8時30分から17時
	担当者名	白野 静香

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	浜松市介護保険課	電話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 8 7 5
	中央福祉事業所 長寿保険課 中央区役所内	電話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 2 4
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

1 3. サービスの利用終了について

利用者の都合によりサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

その他のサービス終了（事業所の都合によるもの、自動的に終了するもの等）につきましては、利用約款でご確認ください。

平成29年	4月	1日	制定
平成29年	10月	1日	管理者変更
2019年	5月	1日	一部改訂（第三者評価の有無追加の為）
2019年	10月	1日	一部改訂（法改定により報酬単価変更、 介護職員等特定処遇改善加算追加）
2020年	4月	1日	一部改訂（民法一部改正）
2021年	4月	1日	一部改訂（事業者代表者、法人所在地変更、 法改定により報酬単価変更）
2022年	10月	1日	一部改訂（法改定により介護職員等ベースアップ等 支援加算追加）
2024年	1月	1日	一部改訂（行政区再編のため）
2024年	6月	1日	一部改訂（法改定内容についての変更）

生活支援訪問サービスとして適当でないサービス

- 1、商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為
- 2、直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

1 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為
 - ① 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
 - ② 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ③ 来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - ④ 自家用車の洗車・清掃 等

2 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 1) 訪問介護員等が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ① 草むしり
 - ② 花木の水やり
 - ③ 犬の散歩等にペットの世話 等
- 2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ① 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ② 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
 - ③ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ④ 植木の剪定等の園芸
 - ⑤ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理 等